

## II 基本的方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能で、地球規模で大量の人が短時間に移動する現代にあって世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられません。

また、国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会経済が破たんする恐れがあり、こうした事態に至ることがないように、国や道の計画の目的に準じ、次の2点を主たる目的とします。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

ア 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。

イ 流行のピーク時の患者数を少なくし、医療体制の負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにします。

(2) 市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

ア 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者等の数を減らします。

イ 業務継続計画を作成、実施し、医療提供の業務並びに市民生活及び経済の安定に関係する業務の維持を図ります。

### 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことになりかねないとしています。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国は、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつ

つ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に考え、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

市行動計画は、以上のような政府行動計画や道行動計画の考え方と整合を図りつつ、本市のこれまでの取り組みや地域性、さらには特措法の本市の役割を踏まえ、行動計画を策定したものです。以下は政府行動計画や道行動計画に即した基本的考え方です。

#### (1) 発生段階に応じた対応

##### ア 未発生期

(ア) 国、道等との連携により情報を収集し地域における医療体制の整備への協力、予防接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を行います。

##### イ 海外発生期

(ア) 道等との連携により病原体の国内および市内侵入の時期をできる限り遅らせません。

##### ウ 道内未発生期

(ア) 道内、市内への侵入をできるだけ遅らせるために、市民へ感染予防対策について積極的に情報提供を行います。また、道内、市内発生に備えた体制の準備を急ぎ、予防接種体制が整い次第速やかに開始します。

##### エ 道内発生早期

(ア) 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じます。

(イ) 道が行う医療対策に協力します。

(ウ) 道と協力してまん延防止対策等に取り組みます。

##### オ 道内感染期

(ア) 国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活、市民経済の維持のために最大限の努力を行います。

(イ) 社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めたとおりにはいかないことが考えられます。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。

(ウ) 事態によっては、土別市の実情等に応じて、政府や道の新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにします。

#### カ 小康期

(ア) 国、道、事業者等と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回復を図ります。

(イ) 第二波に備えて、第一波に関する評価を行います。

### (2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

ア 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。

イ すべての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討します。

ウ 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。

### (3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市、指定（地方）公共機関の対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い<sup>※5</sup>SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

---

#### 《用語解説》

※5 SARS（サーズ）：重症急性呼吸器症候群は、サーズコロナウィルスにより引き起こされる感染症。新型肺炎とも呼ばれた。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市の行動計画は、政府、道の行動計画を基本として、市の基本方針や役割を定めたものです。新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときには、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画や国が定めるガイドラインに即して対策を推進します。

この場合において次の点に留意した対応をします。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、法令の根拠を前提に、不要不急の外出の自粛等の要請や、学校、興行場等の使用制限、医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、市民の権利や自由に制限が加わることが想定されます。

その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するうえで必要最小限のものとすることや、実施にあたっては、基本的人権を尊重し、市民への十分な説明と理解が得られるよう努めます。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法の運用については、あくまで万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるようになっています。

新型インフルエンザ等が発生しても、その病原性の程度や、抗インフルエンザウィルス薬等の有効性の有無により、緊急事態の措置が不要の場合も考えられ、必ずしもこれらの措置を取るものではないことに留意します。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、北海道対策本部等と相互に緊密な連携を図り推進していきます。

#### (4) 記録の作成、保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、士別市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）においては実施に係わる記録を作成し、保存し、公表します。

### 4 新型インフルエンザ等発生時の士別市の被害想定

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザ等は発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染

経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。

しかし、<sup>※6</sup>鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い<sup>※7</sup>致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザウィルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測することは困難です。

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点での科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画における被害想定についても国や道の考え方に準拠し、次のとおり推計しました。

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウィルス薬等による医学的介入の影響及び効果や、現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことに十分留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしています。

---

#### 《用語解説》

<sup>※6</sup>鳥インフルエンザ：一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウィルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウィルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

<sup>※7</sup>致死率：（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

＜新型インフルエンザ等の被害想定＞

	国	北海道	名寄保健所管内	士別市
感染者数	32,000,000 人 (人口の 25%)	1,420,000 人 (対国人口比 4.45%)	18,000 人 (対国人口比 0.055%)	5,450 人 (対国人口比 0.024%)
最大 受診者数	25,000,000 人 (CDC FluAid 使用)	1,100,000 人 (対国人口比 4.45%)	13,800 人 (対国人口比 0.055%)	4,260 人 (対国人口比 0.024%)
最大 入院患者数	530,000 人 (CDC FluAid 使用)	24,000 人 (対国人口比 4.45%)	300 人 (対国人口比 0.055%)	90 人 (対国人口比 0.016%)
最大入院 患者数/日	101,000 人 (CDC FluAid 使用)	4,500 人 (対国人口比 4.45%)	60 人 (対国人口比 0.055%)	20 人 (対国人口比 0.016%)
死亡者数 (中等度)	170,000 人 (感染者の 0.53%)	7,600 人 (感染者の 0.53%)	100 人 (感染者の 0.53%)	30 人 (感染者の 0.53%)
死亡者数 (重度)	640,000 人 (感染者の 2%)	28,400 人 (感染者の 2%)	360 人 (感染者の 2%)	110 人 (感染者の 2%)

※名寄保健所管内＝71,630 人、士別市＝21,787 人（平成 22 年 10 月国勢調査）

※国の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値

感染者数は、第 7 回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の 25%とし、その他については、米国疾病予防管理センター（米国 CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0）による。

※入院患者数及び死亡者数は、受診者数の上限を基に推計。

※入院患者数は、流行が 8 週間続くという仮定のもと、中等度（アジアインフルエンザ規模）の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から 5 週目の推計値。（重度はスペインインフルエンザ規模）

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画における「新型インフルエンザ等による社会への影響について」の想定に準拠し以下のとおり想定しました。

ア 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患します。その後 1 週間から 10 日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）、職場に復帰すると想定されます。

イ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって 5%程

度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家庭の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 5 行動計画の主要項目

市行動計画による対応を（１）実施体制、（２）※<sup>8</sup>サーベイランス・情報収集、（３）情報提供・共有、（４）予防・まん延防止、（５）予防接種、（６）医療、（７）市民生活・市民経済の安定の確保の 7 つの分野に分けて以下のとおり定めます。

### （１）実施体制

ア 土別市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）の開催  
新型インフルエンザ等流行時には、社会機能を維持するため、全庁一体となった取り組みが求められることから、新型インフルエンザ等発生前の準備段階から、庁内で  
の情報共有や行動計画の見直しなどを行うために市連絡会議を開催します。

市連絡会議は、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に基づき、市対策本部を立ち上げたときには、本部の補助組織「土別市新型インフルエンザ等対策本部危機管理部」に移行します。

### イ 市対策本部の設置

特措法の規定内容により、国が緊急事態宣言を行った場合は、市町村長は直ちに、対策本部を設置することが義務付けられたことから、土別市においても、平成 25 年 3 月 22 日に「土別市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、対策本部に関して必要な事項を「土別市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営等に関する要綱」に決めました。

---

### 《用語解説》

※<sup>8</sup>サーベイランス：見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

士別市新型インフルエンザ等対策本部	士別市新型インフルエンザ等対策本部危機管理部 (本部の補助組織)
(本部長) 市長 (副本部長) 副市長 教育長	(危機管理部長) 保健福祉部長 (危機管理副部長) 保健福祉部次長 総務部次長
(本部員) 総務部長、市民部長、 保健福祉部長、経済部長、建設水道部長、生涯 学習部長、市立病院事務局長、朝日総合支所長、 消防長	(危機管理部員) 市民部次長、健康長寿推進室長、 こども・子育て応援室長、経済部次長、 建設水道部次長、朝日総合支所次長、 生涯学習部次長、市立病院事務局次長、消防署長
(事務局) 健康長寿推進室保健福祉センター	(事務局) 健康長寿推進室保健福祉センター

#### ウ 業務継続計画

必要最小限の市民サービスを維持するために、庁内各部において作成する業務継続計画に基づいて対応します。

#### エ 広域的連携

名寄保健所管内の広域的な連携を図るため、道（名寄保健所）が設置する名寄保健所管内新型インフルエンザ等対策連絡会に参加し、情報の共有化に努めます。

### (2) サーベイランス・情報収集

国、道が道内のサーベイランス体制の構築等を行います。市は積極的にこれらの情報を収集するとともに関係者や市民に迅速かつ定期的に提供します。

#### ア 海外で発生した段階から道内の患者数が少ない段階

市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。

#### イ 道内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

道は、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取り組み等



に協力します。

#### ウ サーベイランスの活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用します。

#### エ 鳥類、豚における<sup>※9</sup>インフルエンザウィルスのサーベイランス

市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

### (3) 情報提供・共有

市、道、国、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、情報共有や情報の受取手の反応に留意します。

#### ア 情報提供手段の確保

市は、感染予防と感染拡大防止のため、また、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、市民に新型インフルエンザ等に関する正確な情報提供をしながら、予防に関する知識についても分かりやすい内容を工夫しながら市のホームページを含めた媒体を用いて提供するとともに関係機関や団体を通じ周知します。また、情報提供にあたっては、高齢者や障がい者等の要援護者への伝え方を十分に工夫します。

---

#### 《用語解説》

<sup>※9</sup>インフルエンザウィルス：インフルエンザウィルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウィルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

#### イ 発生前における市民等への情報提供

市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、道等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。

学校、保育所等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市は教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について園児、児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

#### ウ 市民の情報収集の利便性の向上

市は、発生時の情報提供体制については、関係省庁の情報、道の情報、市の情報、指定地方公共機関の情報などを、集約して総覧できるようホームページ上に掲載します。

#### エ 情報提供体制

市は、提供する情報の内容について統一を図り、集約して発信するため、広報担当者を中心とした広報担当チームを設置します。提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとります。

### (4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめ、社会、経済機能を破たんに至らせないことが重要です。

まん延防止の考え方として、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保します。また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行います。

#### ア 個人における対策

新型インフルエンザの予防について、手洗い、うがい、症状のある時や人混みでのマスク着用や咳エチケットを励行するとともに、十分な休養や栄養摂取など基本的な感染予防の実施や感染者に接触しないための個人単位での感染予防、感染拡大防止対策の周知徹底を図ります。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、道より不要不急の外出をしないことを要請されるため、市は最低限の食料や日用品等を各家庭における備蓄を推奨するなど、国、道と連携してその取り組みに努めます。

## イ 地域、職場における対策

市は、道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう周知します。新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、道から必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われます。市は、道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

## (5) 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめ、社会、経済を破綻に至らせないためには、ワクチンの役割も重要です。

予防接種には特定接種と住民接種がありますが、特定接種はより優先して行われます。

## ア 特定接種

### (ア) 特定接種

特定接種とは、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことです。

### (イ) 特定接種の対象となり得る者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者。
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### (ウ) 基本的な接種順位

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d それ以外の事業者

### (エ) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定します。

### (オ) 接種体制

#### a 実施主体

#### (a) 国

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実

施に携わる国家公務員

(b) 北海道

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

(c) 土別市

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法（新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の特定接種）

(a) 原則として集団的接種とします。

(b) 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

イ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行います。

b 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定による新臨時接種として行います。

(イ) 対象者の区分

以下の 4 つの群に分類されますが、柔軟な対応が必要となることから発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定します。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

(a) 基礎疾患を有する者

(b) 妊婦

b 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウィルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、特措法第 46 条第 2 項を我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方等があることからこうした考え方を踏まえ国が

決定します。

- A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- (a) 若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- (c) 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

#### (工) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになりますが、一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種またはそれぞれを組み合わせる等、接種が円滑に行われるように、接種に必要な医師等の確保については関係団体の協力により確保するなど、接種体制の構築を図ります。

## (6) 医療

市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制については、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である道が中心となって行うことから、市は道からの要請に応じてその対策に協力します。

## (7) 市民生活・市民経済の安定の確保

国では、新型インフルエンザの流行規模について、全人口の 25%が罹患し、流行が約 8 週間程度続くものと想定しています。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%が欠勤すると想定しているため、社会経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することができなくなるおそれがあるとしています。

この影響を最小限にできるよう市は、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し十分な準備を行います。

特に、高齢者世帯、障がい者世帯等、孤立し生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、食事提供等）は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について準備を進めます。

## 6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策については、政府行動計画や国が定めるガイドラインにおいて、具体的内容のほか関係機関の役割が示されており、対策における本市の役割は、国、道との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担います。

### (1) 国の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

ウ 対策の実施にあたっては、医学公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めます。

## (2) 北海道の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

イ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応をします。

ウ 市町村と緊密な連携を図ります。

## (3) 市の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

イ 市は、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。

ウ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

## (4) 医療機関の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。

イ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、道知事に報告します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

ア 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となります。

イ 新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

イ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。

ウ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 市民の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様にマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需



品等の備蓄を行うよう努めます。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。